令和5年第3回ふくおか県央環境広域施設組合議会定例会
令和5年 10 月 30 日（月）　午前 10 時 00 分開議

議事録

【江口議長】
　みなさん、おはようございます。
　開会に先立ち、去る令和5年9月25日に逝去された片峯　誠　組合長に哀悼の意を捧げ、黙祷を行いたいと思います。皆さまご起立ください。

【江口議長】
　黙祷。

-黙祷-

【江口議長】
　おなおりください。

【江口議長】
　ただいまから、令和5年　第3回　ふくおか県央環境広域施設組合議会定例会を開会いたします。
　私の方から議員の皆さんにご相談があります。会議が長時間になることもありますので、必要な方は水、茶等のペットボトルの持ち込みを許可したいと思いますが、これについて、いかがでしょうか。皆さん、ご賛同いただけますでしょうか。

（異議なし）

【江口議長】
　ありがとうございます。
　また、マスクをして息苦しいときもありますので、これからの会議はペットボトル等を持ち込んで構わないということで議事を進めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。
　ここで、組合長職務代理者のご挨拶をお願い致します。

【赤間職務代理者】
　皆さん、おはようございます。
　本日、令和5年第3回ふくおか県央環境広域施設組合議会定例会を開催いたしましたところ、ご多忙中にもかかわらずご参集いただきまして誠にありがとうございます。
本日の定例会に提案いたします案件は、専決処分に関する議案1件、決算に関する議案 1件、令和5年度補正予算に関する議案1件、条例に関する議案1件、以上4件でございます。
　それぞれの議案は上程されました都度、担当者に説明させますので、よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。
　どうぞよろしくお願い致します。

【江口議長】
　事務局長より報告の申出がありましたので、これを受けます。事務局長。

【永岡局長】
　事務局長。
　議事日程に入ります前に、一点ご報告をさせていただきます。
　現在、本施設組合におきまして進めております、令和 12 年度稼働を目指した新たなごみ処理施設建設への準備事務におきまして、建設候補地として選定しております桂川町九郎丸区との地元調整に、予てから取り組んできたところでございますが、去る 10 月 22 日 日曜日 午前 10 時より、九郎丸公民館におきまして、九郎丸区の臨時総会を開催していただき、桂川町長の井上副組合長に出席をしていただき、九郎丸区 127 世帯中、委任状提出者 63 名、出席者 28 名の合計 91 名、全体の 72 パーセントの出席状況のもと、九郎丸区内での令和 12 年度稼働を目指した、新たなごみ処理施設の建設につきまして、今後、地元からの要望事項に対し、当施設組合との双方での協議のうえ、反映していくことを条件として同意をいただきましたので、ここでご報告をさせていただきます。
　以上でございます。

【江口議長】
　それでは、お手元に配布されております議事日程の順序に従い、議事を進行させていただきます。
　日程第1、会議録署名議員の指名についてですが、会議録署名議員は、
　5番 吉田 健一議員、6番 赤尾 嘉則議員の両議員を指名いたします。

　日程第2、会期の決定を議題といたします。
　おはかりいたします。今回の定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。
（異議なし）

【江口議長】
異議なしと認めます。したがって会期は、1日間と決定いたしました。
日程第3、議案第 15 号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。
直ちに説明を求めます。施設課長。

【伊藤課長】
施設課長。
みなさん、おはようございます。
議案の説明に入ります前に、資料のご確認をさせていただきたいと思います。
まず、机の上に A3 横の議事日程が 1 枚、質問事項一覧表が 1 冊、また、事前に各議員に送付させていただきました令和 5 年度ふくおか県央環境広域施設組合一般会計補正予算(第 3 号)につきましては、大変申し訳ありませんが差し替え分を机の上に配布しておりますのでよろしくお願いします。
次に、事前に郵送しました資料ですが、議案書が 1 冊、令和 5 年度ふくおか県央環境広域施設組合一般会計補正予算(第 2 号)が 1 冊、令和 4 年度ふくおか県央環境広域施設組合一般会計歳入歳出決算書が 1 冊、令和 4 年度決算資料が 1 冊、令和 4 年度施設管理状況調書が 1 冊、令和 4 年度ふくおか県央環境広域施設組合一般会計決算審査意見書が 1 冊、報告事項の資料として、資料①から⑤までとなっております。配布漏れはございませんでしょうか。
それでは、議案第 15 号についてご説明いたします。議案書1ページをお開き下さい。
専決処分の 承認を求めることについての議案でございます。
令和5年度 ふくおか県央環境広域施設組合一般会計補正予算第2号を専決処分したので、地方自治法 第179条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求めるものであります。
議案書2ページを お開きください。専決処分書でございます。
専決処分を令和5年10月2日付けで行っております。
補正予算の内容ですが、別冊、令和 5 年度 ふくおか県央環境広域施設組合一般会計補正予算(第 2 号)をお願い致します。1 ページをお願い致します。
歳入歳出予算の補正。第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 3,981 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 39 億 8,121 万 2,000 円とする。
この補正予算(第 2 号)は、歳入におきまして、大牟田リサイクル発電事業の終了により、同事業の余資が確定したことに伴い諸収入の増額、それに伴い、歳出におきまして、清掃費で、令和 4 年度分の RDF 処理委託料が確定したことによる増額補正、並びに、余資から 令和4年度の精算額を除いた額を予備費とするための 増額補正となっております。
それでは補正内容についてご説明致します。2 ページをお願い致します。
第 1 表、歳入歳出予算補正です。補正があるところのみ説明を致します。歳入におきまして、7 款 諸収入、3 項 雑入で、補正前の額 1億 3,371 万円に 3,981 万 1,000 円を

追加し、計を 1 億 7,352 万 1,000 円にしております。
　3ページをお願いします。歳出におきまして、3款 衛生費、2項 清掃費で、補正前の額 35 億 6,724 万 1,000 円に 433 万 7,000 円を追加し、計を 35 億 7,157 万 8,000 円に、また、4款 予備費、1項 予備費で、補正前の額 1,350 万円に 3,547 万 4,000 円を追加し、計を 4,897 万 4,000 円とさせていただいております。
　この内容につきましては、6 ページをお願い致します。7 款 3 項 1 目 雑入、1 節 雑入に、先程ご説明しましたとおり、大牟田リサイクル発電事業の終了により、同事業の余資が確定しましたので、精算金 3,981 万 1,000 円を受け入れるものであります。
　7 ページ上段をお願い致します。3 款 2 項 2 目 ごみ燃料化センター管理運営事業費、22 節 償還金、利子及び割引料で、令和 4 年度の RDF 処理委託料精算額として、433 万 7,000 円を計上させていただいております。
これは前年度実績で契約していた処理単価を、実績で精算した追加経費で、余資の収入に合わせて精算するためのものであります。
　次に下段をお願い致します。4 款 1 項 1 目 予備費に 3,547 万 4,000 円を計上させていただいております。これは先程ご説明しましたとおり、大牟田リサイクル発電事業の終了により、受入れました同事業の余資から、令和4年度の RDF 処理委託料精算額を差引いた額 3,547 万 4,000 円を、予備費に追加するものであります。
　説明は以上です。

【江口議長】
　ただいま説明がありました議案第 15 号については、事前の質疑通告があっておりませんが、その他質疑はございますか。

（質疑なし）

【江口議長】
　質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。
　これより討論を行います。討論はありませんか。

（討論なし）

【江口議長】
　討論がないと認められますので、討論を終結いたします。これより採決いたします。
おはかりします。
　議案第 15 号、専決処分の承認を求めることについてを原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

【江口議長】
異議なしと認めます。
よって議案第 15 号、専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決しました。
日程第4、議案第 16 号、令和4年度ふくおか県央環境広域施設組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。
直ちに説明を求めます。事務局次長。

【松下次長】
事務局次長。
おはようございます。
それでは令和 4 年度ふくおか県央環境広域施設組合一般会計歳入歳出決算についてご説明させていただきます。議案書の 3 ページをお願いします。
議案第 16 号　令和 4 年度ふくおか県央環境広域施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度ふくおか県央環境広域施設組合一般会計歳入歳出決算を、別紙、監査委員の審査意見書を付けて議会の認定に付する。
令和 5 年 10 月 30 日提出。
ふくおか県央環境広域施設組合　組合長職務代理者　副組合長赤間幸弘。
それでは、別冊の歳入歳出決算書の 1 ページをお願い致します。
歳入決算額 47 億 963 万 7,011 円、歳出決算額 44 億 6,241 万 4,892 円、歳入歳出差引残額 2 億 4,722 万 2,119 円となっております。
また、差引残額のうち繰越明許費、繰越額の財源に充てる額は 1,323 万円で、差引計の 2 億 3,399 万 2,119 円を翌年度へ繰り越ししております。2 ページをお願い致します。
まず歳入についてですが、不納欠損額は各款ともありません。
予算現額及び調定額は省略し、1 款分担金及び負担金、1 項負担金、収入済額 34 億 4,775 万 7,783 円です。これは構成市町からの負担金です。
次に、2 款使用料及び手数料、収入済額 2,022 万 79 円です。
次に、3 款の財産収入、収入済額 627 万 6,303 円です。これは土地建物貸付収入、基金利子収入及び財産売り払い収入となっております。九電への貸付として 219 万、また、大牟田リサイクル発電の株式売却で 150 万円が発生しております。
次に、4 款繰入金、1 項基金繰入金、収入済額 9 億 5,370 万 7,000 円です。
次に、5 款繰越金、収入済額 1 億 8,450 万 107 円。これは前年度からの繰越金です。
6 款諸収入、収入済額 9,717 万 5,739 円。1 項は歳計現金預金利子等の収入です。2 項は施設の窓口の釣り銭用として貸し付けたものです。3 項雑入、この雑入につきましては、施設から発生する資源物等の売払収入、再商品化分配金の収入となっております。
歳入合計、予算現額 46 億 8,843 万 7,000 円に対し、調定額 47 億 963 万 7,011 円で、収入済額 47 億 963 万 7,011 円、不納欠損額、収入未済額はともにありません。

また、予算現額と収入済額との比較では 2,120 万 11 円の超過で、予算現額に対する収入決算額の収入率は 100.45％となっております。

続きまして歳出を説明致したいと思います。3 ページをお願い致します。

歳出についてですが、3 款において翌年度繰越額が生じております。歳出合計をご覧ください。予算現額 46 億 8,843 万 7,000 円に対し、支出済額 44 億 6,241 万 4,892 円、翌年度繰越額が 1,323 万円、不用額が 2 億 1,279 万 2,108 円です。予算現額に対する歳出決算額の執行率は 95.18％となっております。それでは内容についてご説明致します。10 ページをお願い致します。

1 款議会費、1 項議会費、1 目議会費におきまして、予算現額 200 万 3000 円、支出済額 99 万 1,542 円です。不用額の主なものにつきましては、8 節の旅費で、ごみ処理施設の再編建設に係る先進地視察を計画しておりましたが、新型コロナ感染症の拡大により一部の視察が実施できなかったことによるものが、大きな要因でございます。

続きまして 2 款総務費、予算現額 6 億 1,041 万 7,000 円、支出済額 5 億 9,919 万 4,332 円です。

なお、諸費を除けば総務管理費は組合の管理組織の経費が主なもので、職員の人件費等が支出されています。

次に 1 目の一般管理費では、予算現額1億 1,597 万 3,000 円、支出済額は 1 億 479 万 5,181 円です。

次に、2 目の諸費では、予算現額 4 億 9,435 万 3,000 円、支出済額 4 億 9,434 万 6,479 円、これは基金への積立金です。12 ページをお願い致します。

2 項の監査委員費、予算現額 9 万 1000 円、支出済額 5 万 2,672 円です。

次に 3 款衛生費ですが、この衛生費は組合の中核をなす事業で、決算に占める割合は 86.55％で、火葬場、ごみ処理施設、し尿処理施設の維持管理費及び人件費等となっております。

それでは 3 款衛生費、予算現額 40 億 6,533 万 2,000 円、支出済額 38 億 6,222 万 9,018 円、翌年度繰越額 1,323 万円、不用額 1 億 8,987 万 2,982 円です。

1 項保健衛生費、これは火葬場関係費です。予算現額 1 億 21 万 6,000 円、支出済額が 9,477 万 6,564 円です。主な支出としましては、施設の修繕等の需用費と指定管理委託料等との委託料となっております。

1 目　筑穂園管理運営事業費、予算現額 2,099 万 3,000 円、支出済額 1,721 万 6,011 円です。

2 目　飯塚市斎場管理運営事業費、予算現額4,540 万 9,000 円、支出済額が4,409 万 9,669 円です。

3 目　嘉麻市嘉麻斎場管理運営事業費、予算現額 3,381 万 4,000 円です。

次に、13 ページ中段の 2 項清掃費、ここからはごみ処理及びし尿処理関係費で、予算現額 39 億 6,511 万 6,000 円、支出済額 37 億 6,745 万 2,454 円です。主な支出としては、燃料費・電気代等の光熱水費・修繕料等の需用費と施設運転管理業務等の委託料が 9 割以上を占めるものとなっております。

まず、ごみ処理関係費で、1 目桂苑管理運営事業費では、予算現額 4 億 5,804 万 8,000 円、支出済額 4 億 4,526 万 3,879 円、翌年度繰越額 132 万円です。

14 ページ中段をお願い致します。2 目 ごみ燃料化センター管理運営事業費、予算現額 3 億 3,673 万円、支出済額 3 億 1,276 万 3,190 円です。

なお、当該施設は、令和 5 年 3 月 31 日をもって廃止となっております。

15 ページをお願い致します。3 目 リサイクルセンター管理運営事業費、予算現額 1 億 4,736 万 3,000 円、支出済額 1 億 4,065 万 968 円です。

16 ページをお願い致します。4 目 飯塚市清掃工場管理運営事業費、予算現額 16 億 2,387 万 6,000 円、支出済額 15 億 5,256 万 5,761 円です。令和 4 年度は、ごみ燃料化センターと嘉麻クリーンセンターの 2 つの施設を令和 4 年度末で停止するということで、ごみ処理施設の再編整備に伴い、1 炉運転から 2 炉運転として稼働させるための重点整備を行ったため、経費が例年と比較し、相当額増大しました。17 ページをお願い致します。

5 目 飯塚市リサイクルプラザ管理運営事業費、予算現額 1 億 9,608 万 4,000 円、支出済額 1 億 6,337 万 6,998 円、繰越額 1,191 万円です。

6 目 嘉麻市嘉麻クリーンセンター管理運営事業費、予算現額 2 億 4,712 万 7,000 円、支出済額 2 億 2,545 万 588 円です。

なお、当該施設は、令和 5 年 3 月 31 日をもって休止となっております。

18 ページをお願い致します。ここからはし尿処理関係になります。

7 目 穂波苑管理運営事業費、予算現額 1 億 9,989 万円 2,000 円、支出済額 1 億 9,374 万 8,549 円です。19 ページをお願い致します。

8 目 汚泥再生処理センター管理運営事業費、予算現額 2 億 2,521 万 6,000 円、支出済額 2 億 2,520 万 7,526 円です。

20 ページをお願い致します。

9 目 飯塚市環境センター管理運営事業費、予算現額 3 億 9,381 万 4,000 円、支出済額 3 億 7,715 万 8,773 円です。老朽対応のため、年次計画による、貯留槽防食処理等業務委託料の経費が増加しております。21 ページをお願い致します。

10 目の嘉麻市嘉麻浄化センター管理運営事業費、予算現額1億3,696万6,000円、支出済額 1 億 3,126 万 6,222 円です。

続きまして 4 款予備費では、3 款衛生費へ 411 万 3,000 円を充用し、予算現額1,068 万 5,000 円となり、全額を不用額としております。

以上で歳出の説明を終わります。22 ページをお願いします。

これは、実質収支に関する調書です。23 ページから 25 ページは、財産に関する調書を添付しております。

また、「決算資料」として、令和4年度決算の概要、各施設の処理状況等を、「施設管理状況調書」として、当組合が管理します施設の処理状況、内訳、前年度との比較状況を、また、監査委員の決算審査意見書を添付しております。

以上で説明を終わります。

【江口議長】
　ただいま説明がありました議案第 16 号については、事前の質疑通告がなされておりますので、これより議案に対する質疑を許します。発言は質問事項一覧表の番号順に行います。
　7番 兼 本 芳 雄 議員に発言を許します。
　7番 兼 本 芳 雄 議員。

【兼本議員】
　おはようございます。
　私、令和 5 年からこの組合議員にならせていただいておりますので、ちょっと令和 4 年度は詳細でわからないところがありましたので、今回、詳細にご説明頂ければと思っております。
　まず一点目がですね、使用料及び手数料についてですが、令和 3 年度と比較しますと4,000 万程減というふうになっておりますが、この理由をお示しいただけますでしょうか。

【松下次長】
　はい。事務局次長。

【江口議長】
　事務局次長。

【松下次長】
　令和 3 年度までは、3 箇所の火葬場につきましては、直営 1 箇所、指定管理 2 箇所、うち 1 箇所は利用料金制を採用しており、実際には、2 箇所の火葬場において斎場使用料を収納しておりました
　令和3年度に実施した、令和4年度からの火葬場の指定管理者選定に伴い、令和4年度からは、すべての火葬場に利用料金制を採用したため、その料金は指定管理者に入ることとなり、歳入としての斎場使用料がなくなりました。
　そのため、令和3年度の使用料 3,674 万 8,000 円は、令和4年度には0円ということになっております。

【江口議長】
　7 番 兼本芳雄 議員

【兼本議員】
　はい。ありがとうございます。
　次に、繰入金についてなんですが、令和 3 年度と令和 4 年度で約 8 億 9,000 万程繰入金が増えておりますが、これ逆に財政調整基金を取り崩されているということになって

おりますけども、その理由をお知らせください。

【松下次長】
　事務局次長。

【江口議長】
　はい。事務局次長。

【松下次長】
　令和4年度末までに、ごみ燃料化センターと嘉麻クリーンセンターの 2 カ所の稼働を止め、飯塚クリーンセンターと桂苑の 2 カ所のゴミ処理施設で、ゴミ処理を行うことに伴いまして、飯塚クリーンセンターが1炉運転をしておりましたが、2炉運転で稼働するということになりましたので、そのための重点的な整備が必要であったことから、基金を取り崩し、主に、その財源として充当したものでございます。

【江口議長】
　7 番 兼本芳雄 議員

【兼本議員】
　はい。ありがとうございます。
　最後にそれぞれの施設の委託料についてなんですが、令和 3 年度、令和 4 年度、それぞれの施設で委託料がかなり大きく減になったり増えたりといったようなことが見受けられますが、これはどういった理由なのでしょうか。

【松下次長】
　事務局次長。

【江口議長】
　はい。事務局次長。

【松下次長】
　500 万円以上の変動のある施設についてお答えします。
　まず、飯塚斎場につきましてはですね、先程ご説明いたしました利用料金制採用に伴いまして、その分の委託料が差し引かれたものでございます。
　ごみ燃料化センターでございますが、令和 3 年度と比較して約 3,000 万円の減額となっていますが、これは主として、RDF処理委託料の処理単価が下ったこと、3 年度は排水処理の活性炭取替業務を行ったが、4 年度は実施しなかったこと、令和 3 年度は施設精密機能検査を行ったが 4 年度は機能検査のみ実施したこと等が挙げられます。

清掃工場につきましては先程の繰入金の説明と同様でございます。
リサイクルプラザにつきましては、クリーンセンターと案分している、電力使用量最適化業務委託料の案分率が年度ごとに見直しがあっており、それに伴いリサイクルプラザ分の委託料が増額となったものです。
嘉麻クリーンセンターにつきましては、令和 3 年度と比較しまして、約 780 万円の減額となっていますが、これは主として、3 年度に実施しました最終処分場埋立業務に対しまして 4 年度に実施しました最終処分場押え盛土堤工事に係る支援業務、施工管理業務でございますが、その委託料の差額相当分が減額となったということでございます
最後に、環境センターでございますが、貯留槽防食処理等業務委託について、現在まで行っておりませんでしたので、老朽対策として年次計画で計画されておりますので、令和3年度実施予定で進めておりましたが、新型コロナ感染症の影響等で年度内に完成せず、繰越ししまして、令和4年度に完成したものです。この金額が約 1 億 4,000 万程度となっております。
施設維持のために、各種委託を年次計画で進めておりますので、今後も、委託料の増減が発生すると考えております。

【江口議長】
引き続き議案第 16 号に対する質疑について、14番　林　英明 議員より事前の質疑通告がなされておりますので、14番　林　英明 議員に発言を許します。
14番　林　英明 議員。

【林議員】
昨年2月の定例議会において、火葬料金について改正するように提案していました。
しかし、2 年弱経っておりますけども、何も進展していないようです。当時と比べ、この施設組合議員は 3 分の 2 が代わっていますので、再度、同じ質問をします。
まず、居住者の料金。居住者というのは、飯塚市斎場の場合、飯塚市と小竹町。嘉麻斎場は嘉麻市。筑穂園は飯塚市と桂川町の住民のことを言います。居住者の料金、飯塚市斎場が 2 万 1,000 円、嘉麻斎場、筑穂園ともに 1 万円。参考までに直方市は 2 万 5,000 円、田川市、鞍手町は 2 万円です。火葬の原価は、飯塚市斎場が約 3 万円、嘉麻斎場が 4 万 6,000 円、筑穂園が 5 万 4,000 円です。1 万円はあまりにも安過ぎです。一般的に葬儀費用は、平均して約 150 万円といわれています。最近はコロナの影響で、縮小気味ではありますが、それでもお寺に 10 万円から 30 万円、それに葬儀式場に基本料で、司会料に 5 万 5,000 円だったり、アシスタント料に 4 万 9,500 円など、利益はそれぞれの項目で含まれています。このような中で、火葬量の 1 万円はあまりにも安すぎますし、2 万 1,000 円でも安過ぎです。行政がある程度がサービスすべきであるということは理解していますが、住民の方が葬儀費用にある程度費やしている中で、この火葬料だけ原価を大幅に下回っているのは問題です。せめて原価近くは頂かないと、と思っています。
そこで飯塚市斎場に 2 万 1,000 円、嘉麻斎場、筑穂園の 1 万円をまずは同額にすべ

く、一律に 3 万円に値上げしてはどうかということを提案いたします。これ一点目です。
　二点目。居住者外の料金について、飯塚市斎場、嘉麻斎場ともに 6 万 8,000 円で、筑穂園は 3 万円です。筑穂園の原価は 5 万 4,000 円かかっております。税金を払っていない居住者外から約 2 万 4,000 円の赤字です。この筑穂園の 3 万円は、飯塚市斎場、嘉麻斎場の 6 万 8,000 円に合わせるべきだと思います。
　三点目。令和 2 年度居住者外の利用人数は、飯塚市斎場 9 人、嘉麻斎場 18 人、筑穂園 13 人で、飯塚市斎場、筑穂園は施設入居者が主で、地域はバラバラのようです。しかし、嘉麻斎場の 18 人はほとんど飯塚市からで、居住者外扱いの 6 万 8,000 円払わなければなりません。今、飯塚市、嘉麻市、桂川町、小竹町で、ふくおか県央環境広域施設組合を共同運営しているのですから、この 2 市 2 町の住民は、3 施設すべて居住者料金にすべきだと思いますと、このような質問をいたしました。片峯市長はその回答で、「組合は合併して 1 つの組合となりました。住民も今、飯塚市と嘉麻市、飯塚市と桂川町、定住自立圏ということで、様々な公共サービスについても、お互いに理解し合い、利便性がいいように、そして住民サービスの向上につなげようという観点で取り組んでおります。どの程度の金額が適当であるかということも合わせて、今後、さまざまな面で統一化をしていく必要があると思いますので、その件についてもしっかりと検討していきたいと思っております。」とこのように回答されました。検討はされたと思いますけども、2 年近く経過しています。
　結果を出していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【伊藤課長】
　はい。施設課長。

【江口議長】
　施設課長。

【伊藤課長】
　使用料金に対しますご質問ありがとうございます。現在の料金といたしましては、先程、議員もご説明頂いた通り、飯塚市斎場が飯塚市、小竹町の居住者が 2 万 1,000 円、それ以外の市町村の居住者が 6 万 8,000 円、嘉麻市嘉麻斎場につきましては、嘉麻市内が 1 万円、嘉麻市外が 6 万 8,000 円、筑穂園は、飯塚市、桂川町が 1 万円、それ以外の市町村の居住者が 3 万円となっております。組合の構成市町でさえ、それ以外の住民という取扱いとなっているため、構成市町いわゆる管内としておりますが、この管内について、飯塚市斎場を使用した場合については 2 万 1,000 円、嘉麻市嘉麻斎場、筑穂園を使用した場合については 1 万円という取扱いにするよう進めていきたいと考えております。
　その後、管内料金の統一を図ると同時に、管外の居住者については外部からの利用ということで一定の負担を求めるよう検討を図っていきたいと考えております。
　以上でございます。

【江口議長】
　14 番　林　英明　議員

【林　議員】
　はい。一応三点目だけは進めていただけるようですね。あと一点目、二点目は今後また検討するということですね。いい結果をお待ちしております。

【江口議長】
　他に質疑はございませんか。

（質疑なし）

【江口議長】
　質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。
　これより討論を行います。討論はありませんか。

（討論なし）

【江口議長】
　討論がないと認められますので、討論を終結いたします。これより採決いたします。
　おはかりいたします。
　議案第 16 号、令和4年度ふくおか県央環境広域施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について原案のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

【江口議長】
　異議なしと認めます。
　よって議案第 16 号、令和4年度ふくおか県央環境広域施設組合一般会計歳入歳出決算の認定については原案のとおり認定することに決しました。
　日程第5、議案第 17 号、令和5年度ふくおか県央環境広域施設組合一般会計補正予算（第3号）及び、日程第6、議案第 18 号、ふくおか県央環境広域施設組合附属機関の設置に関する条例は関連がありますので一括議題といたします。
　直ちに説明を求めます。事務局次長。

【松下次長】
　事務局次長。
　議案第 17 号　令和 5 年度ふくおか県央環境広域施設組合一般会計補正予算第 3 号。
　それでは、各議員の皆さまにおかれましては差し替え分ということで机の上に置かせて

いただいた補正予算第3号をお願いしたいと思います。
　それでは説明させていただきます。まず予算書の1ページをお願いします。
　上から5行目　第1条、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億2，247万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ42億368万2千円とする。
　次に2ページ第1表をお願いします。歳入について補正額がある部分のみご説明いたします。
　まず4款　財産収入、1項、財産運用収入について、補正前の額、168万6千円に、47万8千円を追加し、計を216万4千円とするものです。
　次に6款繰越金1項繰越金について、補正前の額1千200万円に2億2千199万2千円を追加し、計を　2億3千399万2千円とするものです。
　次に3ページをお願いします。ここからは歳出についてです。
　まず2款総務費、1項総務管理費について、
　補正前の額2億5720万6千円に2億4768万3千円を追加し、計を5億488万9千円とするものです。
　続いて3款衛生費、2項清掃費について、補正前の額35億7157万8千円に723万円を追加し、 計を35億7880万8千円とするものです。
　次に予備費について、補正前の額　4897万4千円から3244万3千円を減額し、計を1千653万１千円とするものです。
　続きまして、補正予算の詳細について、6ページをお願いします。
　6ページ上段になりますが、4款1項2目、利子及び配当金について補正前の額、161万3千円に47万8千円を追加し、計を209万１千円とするものですが、
　これは基金利子額が確定したため、当初の利子額を補正するもので、内訳につきましては説明欄のとおりとなっております。
　続いて、6款1項1目繰越金について、補正前の額、1200万円に2億2199万2千円を追加し、計を2億3399万2千円とするものですが、令和4年度決算額確定にともなう繰越金の補正となっております。
　次に7ページをお願いします。
　まず2款1項2目諸費について補正前の額、1億1千306万3千円に2億4768万3千円を追加し、計を3億6074万6千円とするもので、その内容は、令和4年度の決算により繰越金として収入したもの、及び大牟田リサイクル発電の解散にともなう返還金を、基金へ積み立てる額を増額するもので、詳細は説明欄のとおりとなっております。
　次に3款2項3目リサイクルセンター管理運営事業費について、補正前の額、1億4540万4千円に、694万5千円を追加し、計を1億5234万9千円とするもので、これは嘉麻市が不燃物処理を組合に委託している令和4年度分の委託料が、決算により確定したため清算金として返還するものです。
　続きまして8ページをお願いします。
　3款2項11目新清掃工場建設準備費について、補正前の額1億7，080万5千円に、28万5千円を追加し、計を1億7，109万円とするもので、これは、議案第18号の附属機関の

設置に関する条例に関係する予算で、選定委員会の委員報酬と出席費用弁償となります。今年度、2回程度の開催を予定した積算となっております。
　続いて4款1項1目予備費について、補正前の額、4897万4千円から、3244万3千円を減額し、計1千653万1千円とするものです。
　以上で補正予算第3号についての説明を終わります。

【杉丸室長】
　再編建設推進室室長。

【江口議長】
　再編建設推進室室長。

【杉丸室長】
　続きまして、議案第18号、ふくおか県央環境広域施設組合附属機関の設置に関する条例の制定について説明させていただきます。議案書の4ページをお願いいたします。
　本条例制定の提案理由といたしましては、ふくおか県央環境広域施設組合の附属機関として、環境施設等の建設に係る事業者選定委員会を設置するため、本案を提出するものでございます。議案書の5ページをお願いいたします。
　本条例では、第1条に条例制定の趣旨、第2条の附属機関の名称及び担任する事務として6ページの別表に記載をしておりますが、附属機関の名称をふくおか県央環境広域施設組合環境施設等の建設に係る事業者選定委員会とし、担任する事務は、環境施設等の建設に係る事業者の選定について調査及び審議することと定めております。
　また、第3条では、附属機関の組織、所掌事務、委員構成等の運営に関する必要な事項は、附属機関の属する執行機関が定めるとする委任に関する事項を定めているものでございます。また、附則において、本条例が制定されました後に設置いたします、この環境施設等の建設に係る事業者選定委員会の委員は、その担任する事務として、技術的・専門的な知識や、経験を要する案件に対し、調査・審議をいただくことが見込まれておりますので、本組合の特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正し、当該委員会委員の報酬を、日額15,000円と定めているものでございます。
　以上、議案第18号、ふくおか県央環境広域施設組合附属機関の設置に関する条例の制定について、説明を終わります。

【江口議長】
　ただいま、説明がありました議案第17号及び議案第18号については、事前の質疑通告がなされておりますので、これより議案に対する質疑を許します。発言は、質問事項一覧表の順番により行います。2番田中義幸議員に発言を許します。2番、田中義幸議員。

【田中議員】
　嘉麻市の市議会議員の田中義幸でございます。
議案第 18 号に、議案第 17 号との関連があるんですけれども、附属機関の設置に関する条例制定に伴い、附属機関や附則において、ふくおか県央環境広域施設組合の特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正ということで、事業者選定委員会委員の報酬及び費用弁償を日額 15,000 円とした理由と根拠について説明をお願いしたいと思います。

【江口議長】
　再編建設推進室室長。

【杉丸室長】
　再編建設推進室室長。
　この度、議案提案させていただきました附属機関の設置条例案では、今後のごみ処理施設の建設に係る事業者選定等に伴います調査・研究や、審議をいただく審議会の設置を行おうとするもので、その担任する事務は、技術的・専門的な知識や経験を要する案件に対応いただくことが想定されております。そのため、飯塚市で設置されております担任する事務が類似する組織の、飯塚市新地方卸売市場整備事業者選定委員会、飯塚市水道施設運転管理及び料金収納等業務委託事業者選定委員会等の事例を参考にさせていただき、報酬日額を 15,000 円と定めたものでございます。

【江口議長】
　2 番、田中義幸議員。

【田中議員】
　ご説明では、飯塚市の類似する組織の報酬額を参考にしたというお話ですが、それでは嘉麻市、桂川町の状況等を調査されての決定だったのかお伺いします。

【江口議長】
　再編建設推進室室長。

【杉丸室長】
　再編建設推進室室長。申し訳ありません。飯塚市の事例のみ参考とさせていただいたところでございます。

【江口議長】
　2 番、田中義幸議員。

【田中議員】
　現在、小竹町も含めて、2 市 2 町での運営をされていますので、このような参考事例という形の中で、飯塚市のみを調査されているという話では筋が通らないのではないかと思います。これは意見として聞いていただきたいのですが、別に反対するという意味ではないです。共同運営をされているので、それぞれの組織体の状況等も十分踏まえていただいた中で、こういう風な方針を出していただきたいと思います。これは意見ということで聞いてください。
　続きまして、報酬及び費用弁償の支払いについて、マイナンバー報告書及び同意書を提出していただくということが前提という形になっているのかどうか。今回の選定委員会の委員さんについて、そういう前提になっているのかどうかをお聞かせいただきたいと思います。

【江口議長】
　再編建設推進室室長。

【杉丸室長】
　再編建設推進室室長。
　今後、附属機関の委員を選任し、就任いただく際には、報酬及び費用弁償をお支払いするための、当組合の所定様式によりますマイナンバー報告書と報酬の請求に係ります委任状の提出をお願いするものでございます。

【江口議長】
　2 番、田中義幸議員。

【田中議員】
　そういうことであれば、このマイナンバー。源泉徴収等作成の一連の手続きの必須の番号になるのかどうかをお尋ねしたい。

【江口議長】
　再編建設推進室室長。

【杉丸室長】
　再編建設推進室室長。
　附属機関の委員には、会議への出席の状況に応じて報酬と出席費用弁償をお支払いいたしますが、その報酬額に対し所得税を源泉徴収いたします。所得税法施行規則第 93 条第 1 項の規定では、所管税務所長に提出する源泉徴収票には、その給与等の支払いを受ける者の氏名、住所、または居所及び個人番号、いわゆるマイナンバー等を記載するように定められておりますので、個人番号、いわゆるマイナンバー等をお示しいただきますこ

とは必要と認識しております。

【江口議長】
　2 番、田中義幸議員。

【田中議員】
　ご回答では必要と認識しているということなんですが、仮にマイナンバーを提出しない場合はどういうふうに処理をするかを教えてください。

【松下次長】
　事務局次長。

【江口議長】
　事務局次長。

【松下次長】
　当然拒否するという事例もあるかと思われますが、今のところ即答というのは難しいんですけども、先ほど言われたように、構成市町の状況等も確認して、どのようにするのかを確認して対応していきたいと考えています。

【江口議長】
　2 番、田中義幸議員。

【田中議員】
　こちらの方に、厚生労働省のマイナンバー法の一部改正法についてという資料もありますし、そして仮にマイナンバーの提出を拒否された場合、必ずしも強制はされないということで理解しています。そこらへんは十分調査をしていただいて、そういう事例も国の方では認めると、ただし施設の運営する側はきちっとしたデメリット等も十分説明をした上でという話になっているみたいですので、十分調査をされて次回でも回答をいただければと思います。よろしいですか。以上で私の質問を終わります。

【江口議長】
　他に質疑はございませんか。12 番、城丸秀髙議員。

【城丸議員】
　飯塚市の城丸でございます。
　条例の第 3 条ですね、前条の附属機関の組織、所掌事務及び委員、その他の構成員並びにその運営に関し必要な事項は、附属機関の属する執行機関が定めるというふうに書

いてありますが、具体的に執行機関というのは、ふくおか県央環境広域施設組合ということですか。

【江口議長】
　再編建設推進室室長。

【杉丸室長】
　再編建設推進室室長。
　申し訳ございません。議案書の 6 ページの別表の方に記載させていただいておりますが、附属機関の属する執行機関は組合長となっております。

【江口議長】
　城丸秀髙議員。

【城丸議員】
　特に、委員その他の構成員というところですが、組合長が一方的に決めるということなんでしょうか。それともこれでいいんですかという何かあるのでしょうか。

【江口議長】
　再編建設推進室室長。

【杉丸室長】
　再編建設推進室室長。
　ご質問は、議会に対してお尋ねがあるのかということでよろしいでしょうか。この附属機関につきましては、その設置についてこの条例制定がなされた後に、規則において内容を定め設置を考えておりますので、組合長の方でその内容については設置されるものと理解をしております。

【江口議長】
　城丸秀髙議員。

【城丸議員】
　規則についてはあると思いますが、誰々をというようなことは何かあるんですか。これでいいでしょうかみたいな。

【江口議長】
　再編建設推進室室長。

【杉丸室長】
　再編建設推進室室長。
　規則の方で定めまして設置をいたしますが、その後に委員の構成内容等につきましては議会の方でもご報告をさせていただくということにしております。

【江口議長】
　城丸秀高議員。

【城丸議員】
　事後報告ということですね。組合長が決めると。それを後で報告するということですね。かなり重要なところだと思いますけど、それでいいんですか。

【江口議長】
　再編建設推進室室長。

【杉丸室長】
　再編建設推進室室長。
　この選定委員さんの担当する事務につきましては重要なものと考えておりますけれども、通例の定めによりまして規則で定めます以上、執行機関の方で委員構成等まで、またその他運営に関する必要な事項まで定めさせていただきまして、その後、報告をさせていただくという方向にしております。

【江口議長】
　城丸秀高議員。

【城丸議員】
　委員構成とかも分かるんですけど、具体的に誰というところは事後報告しかないということですね。

【江口議長】
　事務局長。

【永岡局長】
　今、議員がお尋ねの件につきましては、内部ではどういった方、学識の方とか、先ほども少し触れましたけども、行政につきましてはある程度権限を持ってある副市町長と、こちらの方では案は持っております。しかし、条例等が通っていない限りはですね、予算につきましてもご審議をいただいて、その後に決めていくということでございます。飯塚市の分につきましても、先ほど申しました委員構成につきましては、事前に議会でお諮りをして、この

方でどうですかという内容で進めていくことはないと認識をしておりますので、こちらの施設組合で案を課長会議、幹事会、そして正副組合長会議に諮りまして、決裁をいただいて、委員構成を決めるということでございます。

【城丸議員】
　委員及びその構成員につきましては、外部の方を委員にするということもあり得るということですね。

【永岡局長】
　先ほど行政に関する部分につきましては、副市長や副町長等も含めて、こちらで検討しています。まだ当たってはおりませんが、外部の学識の方等にですね、専門性のある方にお願いをするということもございます。

【城丸議員】
　わかりました。注意深く見守っていきたいと思います。

【江口議長】
　5 番、吉田健一議員。

【吉田議員】
　飯塚市の吉田ですけど、この議案に関して確認の意味で質問なんですけど、これは附属機関の属する執行機関ということで、施設組合の中で協議をして、この業者選定委員会を行うということは理解できますけど、その中で、今の進め方の話で、各関係 2 市 2 町の首長さん及び副の方が入った中で協議をして、この選定委員の選任についてするということですけど、この選任される選定委員の方っていうのは、何名ぐらいを予定されているのか、まず聞かせてください。

【江口議長】
　再編建設推進室室長。

【杉丸室長】
　再編建設推進室室長。
　正式には、今後、設置規則を定めまして、その中で構成人数等につきましても定めてまいりますけども、現時点で想定しております人員としましては、学識経験者、それから関係行政機関の代表者、それと地元の住民代表者ということで、9 名以内ぐらいを想定しながら現在のところ作業を進めているところでございます。

【江口議長】
　5番、吉田議員。

【吉田議員】
　その学識者及び関係市町の代表者、住民ということで 9 名ぐらいだというところはわかりましたけど、関係市町の代表者っていうのは、管理監督職の方っていう考え方なんですか。そこらへんはどうなんですか。

【江口議長】
　再編建設推進室室長。

【杉丸室長】
　再編建設推進室室長。
　まだ正式に規則を定めておりませんので決定ではございませんが、この事業の予算規模と事業の大きさを鑑みますと、予算関係の事務を担当されておられます役職の職員を今のところ想定しているところございます。

【江口議長】
　5番、吉田議員。

【吉田議員】
　具体的にこの条例が通った後に小さい所は決めていくっていう考え方はわかるんですけど、その中で最終的にはこの組合議会で決まった後の報告事項っていうご説明がありました。その中に、この選定委員の中を決定する際に、もう一度聞きますけど、関係市町2市2 町の首長さん、もしくは副の方々まで関与した上の選定委員会になるんでしょうか。そこら辺はどうですか。

【江口議長】
　再編建設推進室室長。

【杉丸室長】
　再編建設推進室室長。
　今のご質問については、委員の選定の段階で各構成市町の首長、それから副市長、町長までが関わった選定となるのかということでよろしいでしょうか。
　はい、そのような手続きを踏んで決定をしていきたいと考えております。

【江口議長】
　他に、質疑はございませんか。

（質疑なし）

【江口議長】
　質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。
　これより討論を行います。討論はありませんか。

（討論なし）

【江口議長】
　討論がないと認められますので討論を終結いたします。
　これより採決いたします。お諮りいたします。議案第 17 号、令和 5 年度ふくおか県央環境広域施設組合一般会計補正予算第 3 号、及び議案第 18 号ふくおか県央環境広域施設組合附属機関の設置に関する条例を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

【江口議長】
　異議なしと認めます。よって、議案第 17 号、令和 5 年度ふくおか県央環境広域施設組合一般会計補正予算第 3 号、及び議案第 18 号、ふくおか県央環境広域施設組合附属機関の設置に関する条例は原案のとおり可決することに決定しました。
　日程第 7 号、報告事項について。報告第 8 号について報告を求めます。

【江口議長】
　再編建設推進室室長。

【杉丸室長】
　再編建設推進室室長。
　報告第 8 号、新たなごみ処理施設建設計画における建設候補地の追加についてご報告させていただきます。この報告事項は、本年 9 月 1 日付、事務連絡の書面にて、新施設建設候補地の地元及び地権者との調整状況について記載し、その中で、当初の購入予定地に加え、周辺の桂川町大字九郎丸 275 番地 8 外 6 筆、5851.49 ㎡の追加取得を検討している旨のご報告をさせていただいておりましたが、去る 10 月 23 日に行われました正副組合長会議において、建設候補地を追加取得する方針とさせていただきましたので、本日、その内容についてご報告させていただくものでございます。
　右上に報告資料①としております A4 の 2 頁、末尾に A3、1 頁の 3 枚を綴っています資料をお願いします。
　資料の項目1にお示ししておりますように、現在、当施設組合が進めております、新たな

ごみ処理施設の建設推進におきまして、今後の造成工事や、建設予定地の土地形状の変化に伴い、周辺道路の拡張、さらには保安林機能の代替施設とする調整池の整備等が見込まれておりますことから、必要と見込みます土地を確保するため、当初計画しておりました建設候補地に加え、新たに土地を追加で取得する方針とさせていただくものでございます。

また、追加で取得いたしますこの合計7筆の用地の一部には、その利活用への支障になります空き家家屋等の 2 棟が現存しており、その物件の立退き移転について、これまで所有者との移転交渉を行って参りましたが、去る 9 月 27 日にその協議が整い、相手方との物件移転等補償契約を締結させていただきましたので、このことにつきましても、関連事項としてご報告させていただくものでございます。

では、項目 2 の追加取得用地の概要でございますが、今後の施設建設に関しまして、3 点の土地の追加取得を行わせていただく方針としております。

①としております 1 点目は、先ほども少し触れましたが、桂川町大字九郎丸 275 番地 8 から記載しています合計 7 筆の面積 5851.49 ㎡で、当初の建設予定地の大半と同じ九郎丸生産森林組合の所有地でございます。

次に、②としています農林水産省の所有となっている 244 番地。面積が 367 ㎡で、現在、同省との調整を進めている状況でございます。

それから、③としています桂川町が所有する 275 番地の1、面積 187,853 ㎡のうち、今後の施設配置計画と造成計画で必要となります面積の、この 3 点に関する土地の追加取得を計画しているものでございます。

資料の 2 頁をお願いいたします。ここでは、先ほどの項目 2 での追加取得用地①の一部に現存しております、本計画での支障家屋等の物件移転等補償契約の概要を項目の 3 としてお示ししているものですが、この物件移転等補償契約は、本年 9 月 27 日に相手方所有者との立退き交渉での協議が整いましたことから、補償額 1,500,000 円での契約を締結させていただいたものでございます。なお、相手方所有者と物件の詳細につきましては、お示ししている内容のとおりでございます。

資料の 3 頁をお願いします。ここは、項目 2 で説明いたしました追加候補地と、当初からの候補地を整理している資料です。向かって左側に、それぞれの地番を表示している位置図、右側に航空写真の図をお示ししておりますが、現在、当施設組合が所有しております既存施設、桂苑の敷地を赤枠で囲って表示し、今回の施設建設における施設配置の予定範囲を法面として整備する部分を含めて黒の点線でお示ししている約 5 ha が必要と見込んでいるものでございます。また、当初からの建設候補地が、オレンジ色の網掛けをしてお示している箇所の 3 筆、合計 25,976 ㎡で、今回、新たに加える方針としている候補地は、水色で網掛けしています箇所の農林水産省の所有地を含む合計 8 筆、6,218.49 ㎡でございます。また、左側位置図の枠内の下の方に、桂川町所有地の地番、275 番地の 1 とその面積を表示しておりますが、今後、施設の建設に必要となる詳細な面積が確定しました後に、桂川町と用地取得への協議を行わせていただくように予定し、その後、必要な面積で分筆し、取得させていただくよう計画しているものでございます。

以上、報告第８号、新たなごみ処理施設建設計画における建設候補地の追加について、報告を終わります。

【江口議員】
　報告は終わりました。ただいま説明がありました報告第 8 号については事前の質疑通告があっておりませんが質疑はございますか。5番、吉田健一議員。

【吉田議員】
　水色の網掛けの部分が追加で取得されるとのことで、当該地に建物が 2 軒、この金額が 1,500,000 円だということですけど、全部で 8 筆ということでしたけど、この 8 筆の中で 2 つだけは所有者が明らかな状態で、これに移転補償を決めて金額が決定したということなんですけど、ということは、後 6 筆あると思うんですけど、これはおいくらぐらいだったんでしょうか。

【杉丸室長】
　再編建設推進室室長。
　現在、追加取得の予定地ということでお示しをさせていただいたところでございます。まだ当初からの建設予定地、オレンジ色の部分の 3 筆、それから今回追加購入を予定しております水色の網掛け部分の 4 筆ですね。これらの土地につきましては、今後、用地交渉を進めてまいることになります。現在、この青色の土地にございました建設の、計画に対して支障となる家屋のみ移転補償ということで、9 月に契約を締結させていただいたということになります。

【江口議員】
　5番、吉田健一議員。

【吉田議員】
　一般的に見て建物の位置から反対側ということなんですけど、これはやっぱり必要なんですか。

【杉丸室長】
　再編建設推進室室長。
　今、ご質問がありましたように、当該建設予定地につきましては全体的に山林でございます。ここの大幅な造成等が今後見込まれてまいりますので、この取付け道路、現在幅員6m強ありますけども、もう少し拡張する必要があるかと存じております。それから、ここの青い箇所につきましては、その道路の拡張工事、それから、この建設予定地の山林を造成しますことで地形が変わりますので、水の流れも変わってまいります。その際、必要に応じまして、ここの追加取得する用地、すぐ横の方にはため池もございますが、ここでの調整池機能を持たした保安林の代替機能を備え持つ施設の整備等についても検討していく必要がございますので、これらの用地について取得を目指すものでございます。

【江口議長】
　他に質疑はございませんか。6 番赤尾嘉則議員。

【赤尾議員】
　飯塚の赤尾です。よろしくお願いします。ちょっと単純な質問です。何かの計画に基づいて進んでいると思うんですけど、言葉が適切かどうか分かりませんけど、今頃分かった。いろんな理由があますよね、調整池がどうのって。今はもともとの計画があって、それぐらいのことっていうのは、その時点で分かり得ることなんじゃないかなと思うんですよ。それが今分かったというのは、何か計画がしっかりしていないとか行き当たりばったりのような計画じゃないのかなと思ってしまうんですけど、それはどう考えられますか。

【杉丸室長】
　確かに、ここに用地を選定した際に、5ha 規模の施設の配置が必要と見込みまして、この用地を選定した経過がございます。その後、本年 4 月より来年度にかけまして 2 年間で計画支援事業をやっていきます際に、今、業務委託しておりますコンサルタント事業者と打ち合わせをする中で、関連法の規制等に対応していく部分で、どうしても土地が追加で必要になるということが最近判明したところでございます。少し当初の計画に見込みが甘い部分もあることは反省いたしますが、従来の既存施設の用地と今回購入を予定しております用地、そこで対応していくという想定が少し変わりましたので、今回のようなご報告になっております。

【江口議長】
　6 番、赤尾嘉則議員。

【赤尾議員】
　青い網掛けの部分を取得する際に、予算など考えられているのですか。

【江口議長】
　再編建設推進室室長。

【杉丸室長】
　再編建設推進室室長。
　このオレンジ色の部分の当初からの購入予定地も同一でございますが、今後、地権者の九郎丸生産森林組合の皆さんと用地交渉を進めてまいりますので、その後に予算が発生してくるものと考えております。

【江口議長】
　6 番、赤尾嘉則議員。

【赤尾議員】
　予算は、当初からこのくらいの金額がある程度予算取りとしてあるかと思うんですが、いろいろな諸事情が出てきたときにはどんどん予算が膨らむという認識でよろしいですか。

【江口議長】
　再編建設推進室室長。

【杉丸室長】
　再編建設推進室室長。
　当初、考えておりましたのがこの施設のプラント部分につきましては、それまでの先進事例等の相場等も考えながら予算の方を試算しておりましたけども、建設用地の取得費用につきましては、当初から概算での試算等を行ってきておりません。できるだけ公有地で半分以上占めるように購入したいと考えておりましたけども、なかなか 5ha という集団の一団の土地を入手することが困難でございますので、このような民間の山林等を購入させていただくということになったものですが、できる限り費用等についてどんどん増えていくということを避けながら、交渉等にも積極的に、慎重に努めてまいりたいと考えております。

【江口議長】
　6 番、赤尾嘉則議員。

【赤尾議員】
　理解はしませんけどわかりました。では、今の現在の総事業費は大体どのくらいになっていますか。

【江口議長】
　再編建設推進室室長。

【杉丸室長】
　再編建設推進室室長。
　現在は、造成費用、造成に関する工事につきましては、現在その設計等も行っている最中でございます。また、この土地の取得につきましても、今後、用地の交渉を進めてまいりますので、その費用についても未定でございます。現在は、過去に、国内のプラントメーカー9 社に対しまして、当施設組合が必要と見込みます能力分のプラントを建築した際にいくらぐらい必要かという、あくまでも概算になりますけれども、371 億円という試算がプラントメーカーの方から出てきております。これを基にしまして、現在進めております国の交付金対象事業であります計画支援事業。こちらについてはこの 371 億円を概算事業費として環境省の方に申請し、認められております。

【江口議長】
　6 番、赤尾嘉則議員。

【赤尾議員】
　それでは 370 億円ぐらいが予定の予算という認識でよろしいですか。

【江口議長】
　再編建設推進室室長。

【杉丸室長】
　プラントの建設費の概算だけです。

【江口議長】
　6 番赤尾嘉則議員。

【赤尾議員】
　総費用というとどうなるんですか。総事業費の予算ってないんですか。

【江口議長】
　再編建設推進室室長。

【杉丸室長】
　再編建設推進室室長。
　先ほども答弁の方で言わせていただきましたが、造成工事に関しましても現在設計中でございます。この用地の取得費用につきましても、今後交渉させていただきますので、まず現段階ではプラントの建設費用として 371 億円のみということで概算事業費としております。

【江口議長】
　6 番、赤尾嘉則議員。

【赤尾議員】
　総事業費は無計画に進めるという認識でいいんですね。ということでしょう。

【道祖議員】
　議事進行について。

【江口議長】
　10 番、道祖満議員。

【道祖議員】
　この議会はですね。今年の 4 月の改選で新しいメンバー構成されております。それで今みたいな質問が出てくるのは当然だと思うんですけど、過去 4 年間においてですね、この組合議会で用地の選定についてはですね、十分な議論をし、そして桂川町さんにいろいろなお願いをして用地を設定して、建設場所を決めたいきさつがあります。そういうことをですね、やはり事務局は、きちんと新しいメンバー議員に説明して結果報告をしていかないと今のような質問が出てくるのではないかと思いますけど、十分に説明されておるのかどうかだけお尋ねいたします。

【江口議長】
　再編建設推進室室長。

【杉丸室長】
　再編建設推進室室長。
　はい、大変申し訳ございません。過去の用地選定からの経過について特段説明等を現在まで行っておりません。

【江口議長】
　10 番、道祖満議員。

【道祖議員】
　であるならばですね、それを十分説明していかないとですね。その用地の問題がいかにあるべきかということがですね。用地が決まらないと施設が決まらないというふうに私ども思ってますから、それで今日までご苦労されてきて今日があるわけです。それを説明していないからやはり質問議員さんはご理解されていないというふうに思うんですね。確かに総工費をはっきりしてこの規模でやっていきますということがですね、新しい清掃工場を2市 1 町で造るというふうに決めたときに、総額を決めてからかかれるような事業なのかどうかということについて、ちゃんと説明をしていただきたいと思います。そうしないと、今のような質問をしていきますと用地が決まらないということは、目標である 2030 年度の稼働ということはできないわけでありますから、その辺をどういうふうに考えていくか、質問議員さんにきちんと事務局の方から説明していただきたいと思います。それは今、この質問議員さんたちが質問する中でご理解がいただけなければ、今日までの 4 年間かかってきたことが、総工費がわからなければ、この新しい清掃工場は建設できないという判断になるかもわかりません。であるならば、今日の議会は一時中断して後日に延ばしても構わないと思いますが、ご理解いただくまではやはり議事は進行できないのではないかと思う

んですけど、いかがなものか取計らいお願いします。

【江口議長】
　今、この報告事項に対する質疑でやっております。言われることは半分わかるんですけど、その点については後ほど説明していただく形で。

【道祖議員】
　その辺を議事進行の中で議長の方で取り計らいしないとわからない。おそらく総工費があってから物ができるならそれはその通りいけるわけですけど、積み重ねて全体が見えない中で、耐用年数が来ている清掃工場を新たに集約して造るという前提のもとでやってるから、そこのところの考え方が違うからですね。考え方が違うものを整理しない限りは今のような報告事項についてどうだったと。

【江口議長】
　今日はいいですよ。考え方が違うからですね。

【道祖議員】
　了承ができないという前提の中でやられたら議事は進行できないんですよ。

【坂平議員】
　休憩中なのか。

【江口議長】
　休憩中ではありません。あくまで今は報告事項の説明、それに対する質疑ですのでできる部分に関してはお答えいただいて、その後、補足説明をしていただく形だと思いますけど。

【道祖議員】
　であるならばね、今のやりとりを聞いていて、私は議事進行については十分説明する時間を取ってですね。資料一式揃えて説明する機会を設けるべきだと思いますよ。議長の取り計らいで。議長がそう言うならば。

【江口議長】
　その説明については、今日の報告事項等の質疑を終えた後、閉会した後でしていただいてはと思っております。

【道祖議員】
　いや、それは理解できない。理解してない意見があって、報告にも両方できないでしょう。

【江口議長】
　暫時休憩いたします。

＜暫時休憩＞

【江口議長】
　会議を再開いたします。まず事務局長。

【永岡局長】
　先ほど、総事業費等につきましてご意見賜っておりますけれども、この事業費につきましては、私の方から報告としましてお伝えをしました 10 月 22 日、ここに至るまで九郎丸区に決定しておりませんでした。予定地としておりましたので委託につきましては、一応この土地でという事でコンサルに委託はしておりますけども、総事業費に関しては、先ほど室長が申しました大手プラントメーカーに見積り依頼で約 5ha で約 200t級の施設を建てた場合はおいくらでしょうかとアンケート調査等を実施しております。そして今やっと候補地が確定したものですから、今後地元の対策費も発生してまいります。それぞれの候補地で建設した場合、地元の造成費用、そして用地の取得費用、そして地元に対する還元と申しますか、地域浮揚策も入ってくると思います。それは先ほども言いましたように、地域浮揚策に対して条件を双方で協議するということで同意書をいただいておりますので、そういったものが入ってくるかと思いますけれども、金額的なものにつきましても、赤尾議員から今わかっている総事業費いくらということだったのですが、そういうプラントメーカーのアンケートに基づく大体の平均の金額を言ったのが約 371 億円でございます。これが、前に聞いていたものと違うじゃないかということはございません。物価の高騰によってあくまでも概算ですけども、プラントメーカーが申していますのが、1t当り1億と言ってあったのが、みなさんご存知のとおり物価高騰で 1 億 5,000 万円以上というふうに考えて下さいとなっております。ですから、委託とか建設もそのようになっておりますので、執行部で何か改ざんして金額を積み上げているとかそういうことはございませんのでよろしくお願いいたします。そして先ほど議長から言われたとおり、説明が何分不十分でございましたので、新たに入られた議員の皆さまには、後日日程を調整しまして、勉強会なりをいたしたいと考えておりますのでご理解賜りたいと思います。よろしくお願いします。

【江口議長】
　他に質疑ありませんか。10 番、赤尾議員。

【赤尾議員】
　大変経験不足で申し訳ございません。プラントが 371 億、9 社にヒアリングしたところ出てきた金額だということは理解しました。その他の費用にかかる部分を単的に教えていただけますか。

【江口議長】
　再編建設推進室室長。

【杉丸室長】
　再編建設推進室室長。
　先ほど、事務局長が答弁させていただきましたように、プラント建設費の現在の概算見込額に加えまして、今後必要になると見込みますこの建設予定地の取得費、造成工事費、地元対策費、こちらにつきましては、国の交付金を活用いたします上で、エネルギー回収型廃棄物処理施設となっておりますので、エネルギーを回収して利活用をするための設備、それから地元の協議の結果にもよりますけども、地域浮揚策となりますこれらを活用する施設等の設備・施設等の建設についても今後検討して行く必要があると考えております。それらの費用について必要になるものと見込んでおります。

【江口議長】
　他に質疑ありませんか。2 番、田中義幸議員。

【田中議員】
　用地の確定に伴いという説明があったんですが、桂川町の面積がかなりありますよね。用地の確定ということは、桂川町議会としては同意をしているというふうに捉えてよろしいですか。

【井上副組合長】
　お答えしたいと思います。桂川町議会でこの件につきましてはまだ報告はしておりませんので、今後の議題になると思います。

【江口議長】
　2 番、田中義幸議員。

【田中議員】
　桂川町議会の方で、議案として承認はされていないということで、多分予算が伴った後に初めて出てくるお話しかなと思います。それで、今後のスケジュールなんですけども、この先日いただきましたスケジュールの中に、用地の議案が載ってないんですね。ですので、今後の流れとしまして用地が確定されたということですので、用地の購入費が確定した後にですね、桂川町議会さんに提示されるんじゃないかと思うんですが、それは早ければ 12 月議会、もしくは、来年の 3 月以降、その辺になると考えてよろしいんでしょうか。

【江口議長】
　井上副組合長。

【井上副組合長】
お答えしたいと思います。多分ですね、そんなに早い時期にはならないと思います。先ほども説明がありましたように町有地もありますけども、九郎丸生産森林組合の土地もあります。ですから、同じ状況の中ですから、地元の了解をいただかないと、単価の面で大きな開きがあるというのはなかなか難しいと思ってますので、そういった状況も見定めながら、進めて行く必要があると思っています。

【田中議員】
よろしいです。

【江口議長】
他に質疑はありませんか。

（質疑なし）

【江口議長】
質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。報告第 9 号について報告を求めます。再編建設推進室室長。

【杉丸室長】
再編建設推進室室長。
それでは、報告第 9 号、新たなごみ処理施設建設に係る計画支援事業の進捗状況についてご報告させていただきます。右上に資料②と記載しております A4 縦、4 枚綴りの資料をお願いします。この資料は、現在、当施設組合にて進めております、新たなごみ処理施設の建設推進に関しまして、本年 4 月より、国の交付金対象事業として実施しています、計画支援事業の各取組のスケジュールと、9 月末現在までの進捗状況をまとめているものです。
まず、資料中の項目の1ですが、こちらはこの事業で取組んでいます、①施設整備基本計画と基本設計から、⑦生活環境影響調査までの 7 つの取組のスケジュールを整理しています。この中の④測量調査は 7 月に、⑤地質調査は 9 月中旬にそれぞれの計画した作業を完了しています。
各取組としましては、①施設整備基本計画の策定と基本設計の作業において、本年 10 月の中旬から 12 月中旬にかけ、プラントメーカーへのアンケート調査となりますが、ヒアリングの実施をはじめ、③発注支援の取組においては、今後のDBO方式での施設建設における建設事業者からの提案の公募に向けての実施方針の公表、さらには、令和 6 年 12 月に予定しています建設事業者の優先交渉権者選定に向けましての必要な手続き等の事務作業を行っていくように計画しています。
続きまして、項目の 2 としております各取組の進捗状況につきましては、まず、①の施設

整備基本計画・基本設計では、本年 4 月からこれまでに施設整備基本方針（案）の策定をはじめ、施設の規模や能力等の基本条件、公害防止への目標値、焼却残渣等副生成物の処理計画、余熱利用の計画、施設建設に必要と見込まれる多様な方針（案）などの事項の検討を行っているところですが、中でも、現在、実施していますメーカーヒアリングにて必要となる基本方針（案）を、下にお示ししていますような 7 項目で整理し取りまとめております。

資料の 2 頁をお願いします。次に、新たに建設するごみ処理施設で必要と見込みます、その処理能力等の概要を資料上段の表のように検討し整理しています。新設する施設での処理の種類と、その能力としましては、可燃ごみ処理施設が、国の交付金活用での区分となりますエネルギー回収型廃棄物処理施設として、1 日当たり 220tの処理能力を、そして、マテリアルリサイクル推進施設は、不燃ごみ、粗大ごみ、ビン、缶、ペットボトル、それにプラ製品等の資源ごみのそれぞれの処理の能力を合計し、1 日当たり 24.7tが必要になると見込み整理しています。なお、可燃ごみを処理するエネルギー回収型廃棄物処理施設の処理能力の値には、災害発生時に必要になると見込みます、災害廃棄物の処理対応分の能力を施設規模の約 15％相当と見込み、その能力分も含めて算定しています。また、施設開設後に長く効率的で円滑な運転を行っていくことができるように、炉の構成を 2 炉、または 3 炉での配置の場合を検討するほか、煙突の高さも、周辺地域への、排ガスなど、公害の発生防止や、景観への悪影響を生じさせないことを原則として、また、航空法等の関係法令の規制等を踏まえ検討し、59 メートルとする方向で計画しています。なお、このエネルギー回収型廃棄物処理施設の区分での処理方式は、公益財団法人 全国都市清掃会議が発行しています参考図書、ごみ処理施設の計画・設計要領 2017 改定版に示されています処理方式を基本に、国内での採用実績や当組合管内での適用性、さらには 7 月に実施したプラントメーカー9 社への簡易アンケートの回答内容等を参考としまして、将来採用する処理方式の候補となる方式の検討も進めていますが、今後当組合がこの施設建設で実施する方針としておりますDBO方式での施設建設では、プラントメーカーからの提案を公募する際に、特定の処理方式を限定せず、採用する方式は提案内容を幅広く検討し、選定する方針としております。

続きまして、②の PFI 等導入可能性調査についてですが、この調査は当組合の施設建設はその事業方式をDBO方式で実施する方針としていますことから、公設公営での事業方式と比べて、適切性を検証するために実施するものであり、今月から市場調査として位置付けておりますプラントメーカー等への意向調査の結果を令和 6 年 1 月頃を目途に取りまとめるよう計画しています。

次に、③の発注支援では、本年 4 月から、新施設建設での詳細な仕様書となります要求水準書の案の作成を進めているところですが、今後、令和 6 年度に実施を計画しています施設整備基本方針の公表、公募手続き開始の告示、建設事業の優先交渉権者選定の各事務手続きに向けて、本年度当初より業務委託を行っていますコンサルタント事業者の協力を得ながら、必要な資料等の作成を遅滞なく進めて参ります。

次に、④の測量調査と 3 頁にお示ししています⑤の地質調査ですが、この両調査は計画していましたそれぞれの調査が完了しましたので、その結果を今後進めます⑥の造成設計等の基データとして活用します。

次に、⑥の造成設計と施設等配置計画についてですが、この取組では建設予定地での令和 7 年度からの着工を計画している造成工事に向けまして、現在、切土や盛土の工事内容、また見込まれます残土の処理方法、それに地形の改変により見込まれます雨水の流量の算定、それから、現在、行っています都市計画法、森林法、土砂災害防止法等の関係法令による規制への調整を継続して進め、最適な地盤高による敷地造成の検討を行っている状況です。

なお、現在の敷地造成の検討では、資料にお示していますように、造成計画の平面案と施設配置計画案の図のそれぞれのイメージを作成し、施設建設の実現の可能性を検討していますが、この施設配置計画は、今後の公募において、プラントメーカーからの提案事項となります。

最後に、⑦の生活環境影響調査についてですが、この調査は、新たに廃棄物処理施設を建設し設置する場合に事前に調査を実施して、今後、施設の設置届とともに、その影響の予測と評価を整理した結果報告書を県知事に提出することと廃棄物処理法にて定められております。このため、資料中の表に記載しています各調査を、建設予定地の周辺地域において実施しているものですが、9 月末現在までの各調査では、生活環境、自然環境の両調査において、動植物の貴重種の保全対策に若干の配慮が見込まれますこと以外に、全調査項目において、特に周辺地域への影響が見込まれるという結果は出ていない状況です。なお、この調査では、表の 2 段目に記載しています、騒音と振動の調査を今後、11 月に実施し、生活環境の気象・大気質の調査と、自然環境の景観調査が令和 6 年 4 月頃までの実施予定としており、全項目の調査完了後、来年 8 月を目途に調査結果報告書を策定するよう計画しています。

以上、現在実施しております新たなごみ処理施設建設に係る計画支援事業の進捗状況のご報告でございます。

【江口議員】

報告は終わりました。ただいま説明がありました報告第 9 号については事前の質疑通告があっておりませんが質疑はございますか。14 番、林英明議員。

【林議員】

2 頁 2 番、DBO と PFI、これについて説明をお願いします。

【江口議員】

再編建設推進室室長。

【杉丸室長】

再編建設推進室室長。

ただいまのご質問についてでございますが、まず PFI につきましては、民間の事業者におきまして資金調達、建設からその後の長期運営までを委ねる事業方式となっておりますが、施設の所有権の移転時期によって様々な種類がございます。また当組合が施設建設

において実施する方針としております DBO 方式でございますが、PFI と同様の手法となりますけども、公共が資金調達、事業主体となり、施設の建築、運営を一体で民間事業者に発注するものでございます。業務の関連性、一体性や長期的な運営を見越して、民間事業者の創意工夫の発揮が期待されるということで、近年、この一般廃棄物処理施設の建設におきましては、DBO 方式の導入が多く見受けられます。

【江口議員】
14 番、林英明議員。

【林議員】
では、例えば地元対策で熱エネルギーを利用した施設を造る場合、それも DBO 方式ということになるんですか。

【江口議員】
再編建設推進室室長。

【杉丸室長】
再編建設推進室室長。
今後の地元との用地取得への協議、それから今回、九郎丸区内に施設を建設させていただくという同意をいただいておりますので、当組合と地元との双方の協議の中身におきまして、このような熱回収の施設が必要となりました際には、その建設についても DBO 方式での建設事業者への提案の内容に盛り込み、提案をいただくということも一つ考えられるものと思っております。

【江口議員】
他に質疑はございませんか。7 番、兼本芳雄議員。

【兼本議員】
DBO 方式についてお尋ねします。実際は資金調達、先ほどから井上副組合長の方から答弁いただきましたが、用地もまだ決まってない状態でスケジュールを見ますと、6 月が公募になると。令和 6 年 12 月が建設事業者の交渉権の選定という形になるということですが、この流れの中で、全体的には予算の決定時期はいつ頃になってくるんですか。

【江口議員】
再編建設推進室室長。

【杉丸室長】
再編建設推進室室長。

先ほどの資料の 1 の計画支援事業のスケジュールの中の今後の発注支援のところで、令和 6 年の 6 月に公募を行いまして、12 月頃を目途に建設事業者優先交渉権者の選定を行なうということでお示しをしております。その後、優先交渉権者と実施設計等を進めてまいりまして、その内容等が固まりました際に、その後の予算計画等についても財源を含めて計画し、現在のところ令和 7 年度中に予算が固まる方向で進めてまいりたいと考えております。

【江口議員】
他に質疑はございませんか。12 番、城丸秀髙議員。

【城丸議員】
DBO 方式というのは決定事項ですか。
DBO 方式というのは 1 社で全てをやるという感覚でよろしいですか。先ほど 9 社のプラントからアンケートを取ったと言いますけど、プラントの選定も DBO を選定する時に決まるんですか。いろんな方式があると思いますけど。

【江口議員】
再編建設推進室室長。

【杉丸室長】
再編建設推進室室長。
DBO 方式の方針の決定につきましては、令和 4 年度の 4 月に策定をしました当組合の、環境施設等再編整備基本構想に基づきまして、その方針等を定めさせていただいたところでございます。今のご質問の DBO 方式でのプラントの採用の決定の方式になりますけども、この DBO 方式でいただきます提案につきましては、プラントメーカーが主になり関連する事業者さんと連携し、建設事業者の代表がプラントメーカーになりますけども、各プラントがそれぞれ提案してまいりますので、その提案内容について、先ほどの議案第 18 号でご審議いただきました選定委員会において、幅広く検討し、採用する提案を選定していくように考えているものでございます。

【江口議員】
12 番、城丸秀髙議員。

【城丸議員】
そしたら、公募式で各プラントから計画を出してもらってやるということで、そこでやるうちのプラントの方式とかを選定委員会で決めてもらうということですか。

【江口議員】
　再編建設推進室室長。

【杉丸室長】
　再編建設推進室室長。
　そのとおりでございます。

【江口議員】
　他に質疑はございませんか。

（質疑なし）

【江口議長】
　質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。
　報告第 10 号について報告願います。再編建設推進室室長。

【杉丸室長】
　再編建設推進室室長。
　それでは報告第 10 号、新ごみ処理施設整備基本計画の策定状況についてご報告させていただきます。右上に資料③としております A4 縦 7 頁綴りの資料をお願いします。この報告につきましては、先ほどの計画支援事業の進捗状況でのご報告内容と重複する項目がありますので、そのあたりは割愛してご説明させていただきたいと思います。
　また、本日はお配りしておりませんが、この施設整備基本計画は全体で約 230 頁程度の全 14 章立ての構成による計画書になり、本年 12 月の策定を目途に進めております。
　その主な内容としましては、資料中の項目 1 と 2 にお示しをしていますように、新たなごみ処理施設の建設に必要となりますその規模や性能、それから効率性、安全性、経済性、資源回収、エネルギー利用等の仕様等に関して、詳細に計画事項を取りまとめることを目的とし策定している計画です。また、基本計画及び基本設計としましては、施設の整備で重要となりますプラントの採用対象とする処理方式の検討、それに環境保全の目標、附帯機能、施設の運営方式等の重要項目の方向性を整理いたします。
　では、項目 3 の計画の概要についてご説明させていただきます。まず、第 1 章は基本項目の設定として、施設の整備方針、先ほどの進捗状況報告でご説明させていただきましたように、7 つの施設整備の基本方針を策定し取りまとめています。
　次に、第 2 章では、基本条件の設定としまして、資料中に白マルを付して記載していますように、大きく 2 つの事項を整理しています。1 つは、施設整備に関する地理的条件、法規制に係る条件を整理します。それから 2 つ目は、管内でのごみ処理の現状を踏まえ、新施設へのごみの搬入出で想定される事項として、処理対象となります計画ごみ質の設定と、

そのごみ質の条件によって必要になると見込みます処理能力等の条件を整理します。
項目の1では、その前提条件となりますプラントの設計で必要となります計画ごみ質について、基準ごみの設定とともに、プラントの排ガス設備等の設計で必要となる高質ごみ、それに炉内温度を安定させる設計のために必要となります低質ごみの、それぞれの基準数値を設定します。その設定数値は資料の 2 頁に整理しお示ししていますが、本日はこの内容は割愛させていただきます。
資料の 3 頁をお願いします。続いて、項目 2 は施設の規模でございます。ここは、先ほどの計画支援事業でのご報告内容と重複しますので割愛させていただきますが、可燃ごみとリサイクルごみのそれぞれを処理できる施設の規模と能力について計画します。
次に 4 頁をお願いします。ここは、第 3 章、公害防止基準の設定についてお示ししています。これは、新施設の稼働後において、公害の発生を防止するため、関係法令等のその基準値を整理し、ばいじん、硫黄酸化物、塩化水素、ダイオキシン等の排ガスの基準値と、その値の算定方法を整理しています。
その下に排水としています項目がありますが、今回計画しています新施設では、施設の稼働において使用する水や、日々搬入されてきますごみに含まれている水分は、全部施設内で消費してしまい、外部への排出をしないクローズド方式の施設整備を想定していますので、この排水に関する基準は、現在は想定しておりません。その下にお示しています騒音、振動、臭気の各項目も、それぞれに基準値を整理し、プラントの設計の条件となりますため取りまとめを行っています。
続いて、第 4 章、処理方式の設定としております。こちらの内容も、先ほどの報告事項と重複しますので説明を割愛させていただきますが、本文の終盤に記載していますように、この施設建設事業は、今後、DBO方式でプラントメーカーからの提案を受ける公募型プロポーザルを実施する方針としておりますので、あらかじめ当施設組合として採用する処理方式を限定せず、事業者からの提案内容を、今後設置します有識者等で構成する事業者選定委員会で、幅広く検討を行っていただく方針としています。
次に、5 頁をお願いします。この第 5 章では、余熱利用計画を策定いたしますが、新施設の開設後、ごみ処理において発生する熱エネルギーの利活用について、自家消費、売電、外部への熱供給といったその利活用方法の検討を行い整理します。
次に、その下の第 6 章ですが、ここの章では、焼却残渣、いわゆる副生成物の処理計画を整理しますが、可燃ごみの処理で発生する焼却灰や、溶融スラグ、メタルといった副生成物の処理方法について、民間の資源化事業者の受け入れの可能性など、事業者へのヒアリング調査等を実施し、その結果を取りまとめ、検討しその方針を整理していくこととしております。次に、6 頁をお願いいたします。
まず第 7 章、施設配置計画になりますが、この章では現在、用地造成と施設・設備の配置イメージ案の検討を進めているところですが、関連する法令の基準や、規制との調整や、当該建設予定地の立地条件などを踏まえ、施設配置計画の実現の可能性について検討し整理いたします。
次に第 8 章、プラント計画についてですが、この章では国内における先進事例や、全国都市清掃会議が発行しています参考図書の設計要領などの情報や資料等を参考としながら、新施設に整備する附帯設備や、必要と見込む機械・機器の構成とその能力、安全対

策、火災・地震への対策、地域特性などといった 5 つの項目に区分して整理します。
　次の 7 ページをお願いいたします。ここに記載しております第 9 章、土木建築計画、第 10 章、防災機能の検討、第 11 章、環境啓発施設、第 12 章、運転計画、第 13 章、事業工程、第 14 章、財源計画の各章の内容につきましては現在作成を進めており、今後プラントメーカー等へのヒアリングを実施し、具体的な内容を整理していくようにしておりますが、特に第 10 章の防災機能の検討では、今後、管内で自然災害が発生した場合にも安定的にごみ処理が継続できるように、施設の稼働へ影響させないよう備える設備や、災害廃棄物の迅速な処理が行える機能などの整理をいたしますほか、新設する処理施設が、ごみ処理を行うことで発電する施設となりますことから、管内の防災拠点施設として、緊急避難所や、物資の備蓄倉庫としての活用も見据えた計画を整理するようにしています。
　また、第 11 章、環境啓発施設の内容では、管内住民の皆さんのごみの減量化や、今後重要となります資源化等に対する意識の向上を促進していくことができる、環境学習や啓発の場となる施設整備を検討し、整理していく方針としております。
　現在までのこの施設整備基本計画案の作成状況は以上のとおりですが、今後、素案の内容が固まりました際には、改めて皆様にご報告させていただきます。
　以上、簡単ではございますが、新ごみ処理施設整備基本計画の策定状況について、報告を終わります。

【江口議長】
　報告が終わりました。この件については事前の質疑通告がなされておりますので、これより議案に対する質疑を許します。発言は、質問事項一覧表の順番により行います。14 番、林英明議員に発言を許します。14番、林英明議員。

【林議員】
　飯塚市クリーンセンターが建設された当時、地元対策として施設整備が行われたと聞いています。どのような施設が整備されたのか伺います。

【江口議長】
　再編建設推進室長。

【杉丸室長】
　再編建設推進室室長。
　飯塚市クリーンセンターが建設された当時におきましては、平成10年に開設したごみ処理場でございますが、その施設建設について当時、地元との協議が行われ、地元から地域振興を目的とする周辺地の環境整備のご意見や要望がなされ、飯塚市との検討協議を経て、現在、当該施設の週辺に市民プール、トレーニングジム、サッカー場等の施設の整備が行われています。

【江口議長】
　14番、林英明議員。

【林議員】
　現在、桂川町で建設を計画されているごみ処理施設においても地域振興を目的とする施設の整備を考えておられるのか。

【江口議長】
　再編建設推進室長。

【杉丸室長】
　再編建設推進室室長。
　現在、桂川町九郎丸区で計画を進めさせていただいております新たなごみ処理施設の建設におきましては、これまでに実施してまいりました同区での住民説明会等におきましても、このような地域振興を目的といたします対応へのご意見やご要望等もいただいているところでございます。今後、地元地権者との建設用地取得への交渉をはじめといたしまして、施設建設に係る地元要望事項の対応の協議に取組んでまいりますが、その際には地域から出されますご意見等をお聞きしながら、慎重かつ丁寧に検討し、対応していくように考えております。

【江口議長】
　14番、林英明議員。

【林議員】
　9月１日付の事務連絡において、熱エネルギーを活用する地域振興策の提案事業の検討について、コンサルタント事業者との業務委託契約を 735 万円で締結したと報告されていましたけど、この事業の内容はどのようなものか、お願いします。

【江口議長】
　再編建設推進室長。

【杉丸室長】
　再編建設推進室室長。
　この委託事業につきましては、当該施設でごみ処理によって発生する電気や蒸気等の熱エネルギーの回収と、その利活用の方法について、地域の特性の調査を行ったうえで、この熱エネルギーの利活用の方向性を桂川町さんと地域の方々のご意見をお聞きしながら取りまとめ検討を行って行く内容について、専門的知識を有するコンサルタント事業者に意見やアドバイスをいただくため、また、地域の皆さまのご意見を聴取する際も、取りま

とめ等を行っていただくよう、国や他の自治体等でこの同種の事業の経験があります事業者に対し、業務の委託を実施したものでございます。

【江口議長】
14番、林英明議員。

【林議員】
現時点で、地元九郎丸からは特定の要望がないようですけど、今後いろいろな意見、要望が出てくると思われます。先進事例の熱エネルギー利活用の内容や、新しいごみ処理施設の事例を私たちも把握しておく必要があると考えます。組合議会としても、先進地視察をするべきではないでしょうか。

【江口議長】
再編建設推進室長。

【杉丸室長】
再編建設推進室室長。
近年建設されております先進的なごみ処理施設を視察していただき、ごみ処理施設の安全で効率的な稼働状況に理解を深めていただくことは重要と考えております。また、ごみの処理にて生じます熱エネルギーの利活用の取組につきましても、先進事例を視察し、近年建設されているごみ処理施設の多くは単にごみを処理するだけの施設ではなく、その機能を通じて地域振興に貢献する多面的な利活用を図られています状況を把握していただくことも重要になるものと考えます。このため、本議会としましても、今後の先進地視察の実施を検討させていただきたいと考えております。

【江口議長】
14番、林英明議員。

【林議員】
令和 5 年1月 16、17日の二日間で、愛媛県の今治市クリーンセンター、東広島市の広島中央エコパークへの先進地視察がありました。その時の議員の参加は、15 人中わずか 6 人です。首長さん 4 名は出席でした。次回、視察が計画された際には全員参加していただけるように地元議員として要望いたします。

【江口議長】
他に質疑はありませんか。質疑なしと認めます。本件の質疑を終結いたします。本件は報告事項でございますのでご了承願います。
報告第 11 号について報告を求めます。

再編建設推進室室長。

【杉丸室長】
　再編建設推進室室長。
　それでは、報告第 11 号の火葬場劣化診断調査等業務委託についてご報告させていただきます。まず、右上に資料④としていますA4、1枚の資料をお願いいたします。
　この報告は、現在、本組合管内に既存しております火葬場施設 3 施設のうち、平成 29 年に開設した比較的新しい嘉麻斎場を除く筑穂園と飯塚市斎場の 2 施設に対しまして、令和 4 年 4 月に策定しました当組合の環境施設等再編整備基本構想の計画に基づきます、今後の施設再編等を見据えての施設劣化診断調査等の委託業務に着手いたしましたので、そのコンサルティング事業者選定の入札の経過と、その結果についてご報告させていただくものです。
　資料中の項目 1 には、昭和 52 年の開設後、46 年が経過している筑穂園と、同様に平成 4 年の開設後、31 年が経過しています飯塚市斎場に対しまして、両施設の詳細な現状把握のほか、将来的な施設再編等の検討を進めて参りますための課題等の整理なども行っていくことと、この業務の目的についてお示ししています。
　次に、項目の 2 では、本件の業務名と調査対象の施設名、それに業務の履行期間を本年9月 26 日から令和 6 年 3 月 22 日までとしておりますことと、今回の入札における予定価格を税込みで 6,160,000 円としておりましたことなどの概要をお示ししております。
　また、項目の 3 から 5 には、本件の入札を郵便入札の方法にて実施しましたこと。指名業者数を 12 社とし、その指名業者を選定しました基準について整理しています。
　最後に、項目の 6 では、今回の業務委託の入札において、福岡市博多区博多駅南 2 丁目 9 番 11 号に所在されています株式会社東和テクノロジー九州支店が、税込み、4,312,000 円、落札率 70％で落札された、その入札の結果をお示ししております。
　今後、この火葬場 2 施設への劣化診断調査等の業務は、将来的な管内の火葬場施設の在り方検討を見据え、的確な調査の進捗に努めて参ります。
　以上、報告第 11 号、火葬場劣化診断調査等業務委託についてのご報告でございます。

【江口議長】
　報告が終わりました。ただいま説明がありました報告第 11 号については事前の質疑通告はあっておりませんが、質疑はございませんか。

（質疑なし）

【江口議長】
　なしと認めます。これで質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。
　報告第12号について報告を求めます。施設課長。

【伊藤課長】
施設課長。
それでは、報告第 12 号、「し尿処理施設劣化診断調査及び大規模改修工事実施計画策定業務委託」について、報告させていただきます。
本業務委託につきましては、令和4年に策定しました、「環境施設等再編整備基本構想」に基づき実施したもので、その業務が、本年8月28日に完了しましたので、その結果について、概要を報告させていただきます。
右肩に報告資料⑤と記載しました、劣化診断調査報告書【概要版】をお願い致します。
劣化診断の方法につきましては、設備・機器・装置は、それぞれの外観等の状況、稼働年数、整備履歴等で判断し、また、躯体については、ひび割れ等からコンクリート強度を推定することで判断し、診断を行っています。
先ず、「1.劣化診断 調査の目的」では、所管施設は、それぞれ老朽化が進行している状況にあるため、各施設の劣化調査を行い、その結果に基づき、施設の廃止統合・新設・大規模改修等、今後の各施設の在り方を、検討することを目的としていることを記載しております。
次に、「2、各施設の状況」では、(1)処理の状況、(2)プラント設備、機械設備、配管・弁設備、電気・計装設備の状況、(3)土木・建築設備の状況について、記載されております。
次に、「3、各施設の現状と課題」では、(1)維持管理上の現状と課題、(2)設備装置上の課題、プラント設備、土木・建築設備の、設備ごとの課題が記載されております。
詳細につきましては、後ほどご確認をお願いします。
次に、「4.改善方針」では、大規模改修による、施設の延命化の実施に際し、環境省の循環型社会形成推進交付金を利用する場合、基幹的設備改良事業の中で、CO_2 排出量を削減する方法、又は、汚泥再生処理センターへリニューアルする方法の、2 つの方法があることが記載されております。
次に、「5.大規模 改修工事 実施計画の 検討・設定」では、し尿処理施設の耐用年数が、適切な時期に大規模改修を行った場合、38 年から 42 年となっております。
嘉麻浄化センターについては、すでに 基幹的設備改良工事等の、大規模改修工事の実施時期に達している状況にあります。
穂波苑及び汚泥再生処理センターについては、大規模改修工事実施時期に近づいており、機械設備等の経年劣化等が顕在化している状況にあります。
各施設、大規模改修工事を実施する必要があることから、施設の供用年数、施設の老朽化調査結果、今後の稼働年数、その他考慮事項を基に、大規模改修工事実施の必要性が 見込まれる施設について、以下の表にまとめております。
報告書の概要は以上となります。
なお、本業務委託における結果は、資料、並びに只今ご説明したとおりでありますが、施設自体の耐用年数 鑑みますと、大規模改修を実施しても残りの耐用年数が少ない施設もあるため、今後、大規模改修と併せて施設の再編・更新について検討していきたいと考えています。

報告は以上となります。

【江口議長】
報告が終わりました。
ただいま説明がありました報告第12号については、事前の質疑通告があっておりませんが、その他質疑はございますか。

（質疑なし）

【江口議長】
質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。
本件は報告事項でありますのでご了承願います。
これで本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。
これにて令和5年第3回ふくおか県央環境広域施設組合議会定例会を閉会いたします。お疲れ様でした。